

決 議

四国地方は、温暖な気候に恵まれ、山・川・海の豊富な自然資源のもとで、魅力ある独自の歴史と文化を育んできた地域である。一方で、急峻な地形が多く、台風常襲地帯でもあるため、太平洋側では高知県を中心に降雨量が多く、毎年のように浸水や土砂災害が発生している。これに対し、瀬戸内海側では降水量が少なく、渇水による取水制限が頻繁に実施されており、住民生活や地域の社会経済活動に著しい影響を及ぼしている。

また、令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震を受け、令和元年の運用開始以降初めての「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された。これにより、四国地方の住民の間では切迫する巨大地震への認識が強まり、危機感や不安が一層高まっている。

ひとたび大規模な災害が発生すれば、多くの住民の生命・財産・暮らしが失われ、復旧・復興には莫大な費用と長い年月を要する。平成30年7月豪雨をはじめとした過去の災害からこのことを痛感している四国地方の住民にとって、防災・減災の取組は喫緊の課題であり、地域の安全度の向上は悲願であるとともに、後世のために継続して実施すべき責務である。

これまで、四国地方では「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、堤防等の整備が前倒しで実施され、再度災害防止対策が着実に推進されてきた。しかし近年、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が顕著となっており、災害リスクの高まりを踏まえ、各水系において河川整備基本方針や河川整備計画の見直しが行われている。今後はこれまで以上に、「事前防災」の観点から治水対策を強化・推進することが急務である。

自治体では、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考えの下、水田貯留や森林整備等の流出抑制対策に加え、国・県・市町村が連携したタイムラインの運用やダム放流等の情報、リスク情報の提供強化などソフト対策にも積極的に取り組んでいる。また、水災害リスクを踏まえた土地利用の誘導等、まちづくりと一体となった流域治水対策を強力に推進している。さらに、将来にわたって活力ある持続可能な地域を実現するため、河川や水辺の持つ多様な機能を活用し、まちと自然が調和した良好で魅力ある水辺空間の保全・形成にも力を入れている。

治水事業は、住民の生命・財産・暮らしを守り、健康で豊かな暮らしと安全・安心な活力ある社会を実現するための根幹をなす社会資本整備である。地域住民の安全・安心の確保に責務を負う地方自治体としては、あらゆる関係者と協働して流域治水対策を強力に推進するとともに、被害の未然防止を図る「事前防災対策」にもこれまで以上に取り組む必要がある。

については、国と地方が適切な役割分担のもと、責任を持って、防災・減災、国土強靱化の取組を加速化・深化させ、災害に屈しない強靱な国土づくりと、安全で安心な国土を実現し、子々孫々に引き継ぐべく、次の事項を国会及び政府に対し強く要望する。

記

- 1 四国地方は水災害の発生しやすい地形特性を有する上に、近年は気候変動の影響により全国的に水災害の激甚化・頻発化が顕著となっている。この現状を鑑み、従来の治水事業に加え、令和 7 年度に最終年度を迎える「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に位置付けられた事業を着実に実施すること。
さらに、5 か年加速化対策期間後も、治水事業を切れ目なく継続するため、国土強靱化実施中期計画を早急に策定するとともに、その実現に向け、現下の物価や人件費の高騰も踏まえた予算を確保し、更なる事前防災対策の加速化に取り組むこと。
- 2 気候変動による将来的な災害リスクが高まる中、治水施設整備等のハード対策と、水害リスク情報の提供や避難体制の整備等のソフト対策を一体的に推進することが重要である。加えて、行政・企業・住民等のあらゆる流域関係者が連携・協働し、まちづくりや住まい方の工夫を含めた「流域治水」の加速化・深化が欠かせない。その実現のため、各関係者が「自分事」として流域治水を実践できるよう、必要な予算の確保と財源措置を図ること。
あわせて、各水系の河川整備基本方針について、気候変動を踏まえた見直しを遅滞なく実施するとともに、河川整備計画を変更する際には、流域治水の実効性を確保すること。
- 3 気候変動により高まる洪水・渇水リスクへの対策として、現在実施中のダム事業を着実に推進すること。また、「ダム再生ビジョン」に基づき、既設ダムの洪水調節機能の強化や利水・環境機能の回復・向上を推進すること。
- 4 切迫する南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、堤防・樋門等の河川管理施設や海岸保全施設の地震・津波対策を早急に推進すること。
- 5 老朽化により機能低下した河川管理施設について、効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現するため、予防保全の観点に立った計画的な修繕・更新を実施すること。
また、社会情勢や地域特性を踏まえ、必要に応じて機能の追加や強化を行い、インフラストックの適正化・向上を図ること。
- 6 河川等の水辺環境をグリーンインフラとして、その多様な機能を地域の歴史・風土等の特性とともに活かし、まちづくりと一体となった良好で魅力ある水辺空間の創出を、地方自治体や地域と連携して推進すること。
- 7 国土交通省の地方整備局及び各事務所は、人口減少の進む四国地方において、国土強靱化や災害対応の際に重要な役割を担っている。また、「流域治水」の理念に基づいた治水対策を推進するにあたり、地方整備局の職員は、連携の強化においても必要不可欠となる。このことから、職員増強等により、地方整備局の組織体制を充実・強化するとともに、大規模災害が発生した際に被災地の早期復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の拡充等による支援体制を一層強化すること。

令和 7 年 5 月 15 日

第 58 回 四国治水期成同盟連合会総会
第 24 回 四国河川協議会総会